

酸素欠乏等危険作業特別教育 (酸素欠乏・硫化水素)

安衛法第 59 条の定めるところにより、安衛規則第 36 条に該当する酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に就く全ての作業者は、事業者責任において実施する特別教育規程に基づいた「酸素欠乏危険作業特別教育」を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって標記教育（第一種を含む）を実施するものです。

なお、平成 26 年度より、従来実施しておりました「第二種酸欠危険作業特別教育」の名称を、酸素欠乏と硫化水素を総称して酸素欠乏等とし、「**酸素欠乏等危険作業特別教育**」に改めました。

(安全衛生法第 59 条 安衛則第 36 条第 26 号 酸欠則第 12 条)

1. 受講資格 特に制限はありません。

2. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員
平成 30 年 11 月 27 日 (火) 8 : 5 0 より (受付 8 : 3 0 より)	浜田市下府町 327-114 島根県トラック協会西部研修会館	60 名

※一定人数未満の場合は中止をする場合がありますので予めご了承ください。

3. 科目・時間割

科目	時間割
オリエンテーション	8:50 ~ 9:00
酸素欠乏等の発生の原因	9:00 ~ 10:00
<休憩>	10:00 ~ 10:10
酸素欠乏症等の症状	10:10 ~ 11:10
<休憩>	11:10 ~ 11:20
空気呼吸機等の使用の方法	11:20 ~ 12:20
《昼食・休憩》	12:20 ~ 13:10
事故の場合の退避及び救急蘇生の方法	13:10 ~ 14:10
<休憩>	14:10 ~ 14:20
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項 (関係法令)	14:20 ~ 15:50

4. 受講料・テキスト代

受講者の別	受講料	テキスト代	計
会員事業場の受講者	7,236円 (本体 6,700円+税)	1,296円 (本体 1,200円+税)	8,532円
その他の受講者	9,288円 (本体 8,600円+税)	1,296円 (本体 1,200円+税)	10,584円

5. 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyo.or.jp/school/moshikomi.html>)

*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

6. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

7. 修了証の交付

受講修了者には所定の「修了証」を交付します。

8. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書（健康保険証等）」を必ずご持参ください。（*個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

9. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

**酸素欠乏等危険作業特別教育
(酸素欠乏・硫化水素)
受講申込書**

開催月日
H 30. 11.27

※受講 番号	ふりがな	住 所	生年月日	※ 修了証番号
	氏 名			
		〒 (-)	S 年 月 日 H	
		〒 (-)	S 年 月 日 H	
		〒 (-)	S 年 月 日 H	
		〒 (-)	S 年 月 日 H	

島根労働基準協会加入の有無	有	無
受講料等納入方法	月 日	
振込・現金	円	

※裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。

上記のとおり申し込みます。

(一社)島根労働基準協会長 殿

平成 年 月 日

〒 (-)

事業場所在地

事業場名称

代表者職氏名



TEL _____ FAX _____

※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の的確な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。